



第98期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号

議案 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役18名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）の基本方針
決定の件

郵送およびインターネット等による
議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後6時まで

目次

▪ 招集ご通知	1
▪ 株主総会参考書類	5

（添付書類）

▪ 事業報告	38
▪ 連結計算書類	73
▪ 計算書類	76
▪ 監査報告	79

京王電鉄株式会社

証券コード：9008

株主各位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京王電鉄株式会社

代表取締役社長 紅村 康

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

▶書面（郵送）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

▶インターネット等による議決権の行使の場合

4ページをご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」 (末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第98期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 第98期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告の件</p> <hr/> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 取締役18名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策)の基本方針決定の件</p>
4. 招集にあたっての 決定事項	<p>(1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。</p> <p>(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。</p>

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
3. 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
4. 第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
5. 法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
6. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。
7. 本株主総会の決議ご通知は、株主総会後発送予定の「INVESTOR'S GUIDE（けいおう）」に掲載させていただく予定です。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.keio.co.jp/>

なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、上記5. に記載の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

議決権行使についてのご案内

株主の皆様には、是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席

(会場受付にご提出)

株主総会開催日時

2019年6月27日 (木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出下さい。また、資源節約のためこの招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。



郵送によるご提出

行使期限

2019年6月26日 (水曜日)
午後6時到着分まで

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函下さい。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照下さい。

各議案の賛否をご記入下さい。

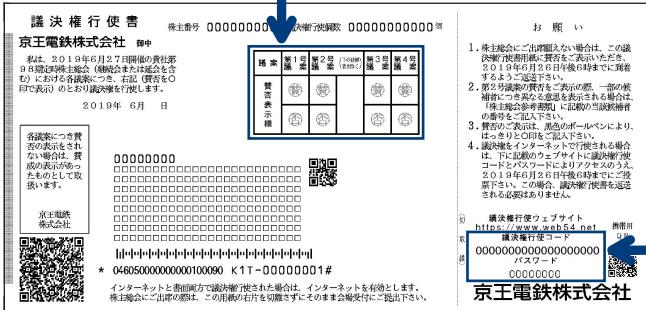
第1号議案・第3号議案・第4号議案

- 賛成の場合 …………… 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 …………… 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 …………… 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 …………… 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 … 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入下さい。





インターネットによる議決権行使に必要な議決権行使コードとパスワードが記載されています。

3

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、連結配当性向30%を目安として、当期の期末配当金は以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

1

当社普通株式1株につき 金25円

総額 3,052,572,900円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2

2019年6月28日

なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

当社は2017年10月1日をもって普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。前期の年間配当金を当該株式併合後に換算いたしますと、1株につき47円50銭に相当いたしますので、当期の年間配当金は前期比2円50銭の増配となります。

第2号議案

取締役18名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	永田 正 (ながた ただし) 再任	代表取締役会長
2	紅村 康 (こうむら やすし) 再任	代表取締役社長
3	仲岡 一紀 (なかおか かずのり) 再任	常務取締役 鉄道事業本部長、新宿再開発特命担当
4	伊藤 俊司 (いとう しゅんじ) 再任	常務取締役 経営統括本部長、財務・情報開示担当
5	南 佳孝 (みなみ よしたか) 再任	常務取締役 開発事業本部長
6	中島 一成 (なかじま かずなり) 再任	取締役 開発事業本部 ホテル戦略部長
7	櫻井 俊樹 (さくらい としき) 再任	取締役 戦略推進本部長
8	寺田 雄一郎 (てらだ ゆういちろう) 再任	取締役 鉄道事業本部副本部長
9	山岸 真也 (やまぎし まさや) 再任	取締役 人事部長
10	都村 智史 (つむら さとし) 再任	取締役 経営統括本部 グループ事業部長
11	高橋 温 (たかはし あつし) 再任 社外 独立役員	取締役
12	古市 健 (ふるいち たけし) 再任 社外 独立役員	取締役
13	山本 護 (やまもと まもる) 再任	取締役
14	駒田 一郎 (こまだ いちろう) 再任	取締役
15	丸山 荘 (まるやま そう) 再任	取締役
16	川瀬 明伸 (かわせ あきのぶ) 再任	取締役
17	越水 陽太郎 (こしみず ようたろう) 再任	取締役
18	若林 克昌 (わかばやし かつよし) 新任	—

候補者番号

1



ながた
永田 正

(1952年1月23日生)

再任

所有する当社の株式の数

30,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1974年 4月 当社入社
- 2000年 6月 当社関連事業部長
- 2002年 6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2003年 6月 当社人事部長
- 2004年 6月 当社取締役人事部長
- 2005年 6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
- 2007年 6月 当社常務取締役総合企画本部長
- 2009年 6月 当社代表取締役社長
- 2015年 6月 当社代表取締役会長兼社長
- 2016年 6月 当社代表取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



こうむら
紅村 康

(1958年3月21日生)

再任

所有する当社の株式の数

18,400株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 6月 当社総合企画本部 経理部長
- 2007年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2010年 6月 当社取締役総合企画本部副本部長
- 2011年 6月 当社取締役総合企画本部長
- 2012年 6月 当社常務取締役総合企画本部長
- 2013年 6月 京王観光(株)代表取締役社長
- 2013年 6月 当社取締役
- 2015年 6月 当社代表取締役副社長
- 2016年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



なかおか
仲岡 一紀

(1960年2月5日生)

再任

所有する当社の株式の数

7,400株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2006年6月 当社S C営業部長
 2009年6月 当社人事部長
 2011年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
 2013年6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
 2015年6月 当社常務取締役 開発事業部門担当
 2016年6月 当社常務取締役戦略推進本部長、開発事業本部長
 2017年6月 当社常務取締役開発事業本部長
 2018年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長、
 新宿再開発特命担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、戦略推進業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および鉄道事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



いとう
伊藤 俊司

(1961年2月14日生)

再任

所有する当社の株式の数

4,500株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2005年6月 (株)京王ストア取締役
 2008年6月 (株)京王ストア常務取締役
 2010年6月 当社総合企画本部 経営企画部長
 2013年6月 (株)京王百貨店常務取締役
 2015年6月 当社取締役総合企画本部 海外戦略部長
 2016年6月 当社取締役経営統括本部副本部長 経営企画部長
 2017年6月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、
 コンプライアンス担当
 2018年6月 当社常務取締役経営統括本部長、
 財務・情報開示担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営統括業務、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および経営統括業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

10/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



みなみ よし たか

南 佳 孝

(1963年3月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

4,400株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2009年6月 京王食品(株)代表取締役社長
 2011年6月 当社開発推進部長
 2011年12月 (株)リビタ代表取締役社長
 2015年6月 当社総合企画本部 経営企画部長
 2016年6月 当社取締役戦略推進本部 事業創造部長
 2017年6月 当社取締役戦略推進本部長
 2018年6月 当社常務取締役開発事業本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、戦略推進業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および人事総務業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6



なかじま

中 島

か ず な り

一 成

(1960年11月3日生)

再 任

所有する当社の株式の数

2,400株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2008年6月 (株)京王プラザホテル営業戦略室長
 2010年6月 (株)京王プラザホテル 八王子・多摩事業部長
 2011年6月 (株)京王プラザホテル取締役
 2013年6月 (株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長
 2016年6月 当社取締役戦略推進本部 ホテル戦略部長
 2017年6月 (株)京王プレリアホテル京都代表取締役社長 現在に至る
 2017年6月 当社取締役開発事業本部 ホテル戦略部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にホテル業、戦略推進業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 重要な兼職の状況

(株)京王プレリアホテル京都代表取締役社長

候補者番号

7



さくら い とし き
櫻井 俊樹

(1958年6月23日生)

再任

所有する当社の株式の数

600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年4月 運輸省〔現国土交通省〕入省
 2009年7月 国土交通省鉄道局総務課長
 2013年1月 ジャパン マリンユナイテッド(株)
 企画管理本部 経営企画部副部長
 2013年7月 国土交通省海事局次長
 2015年10月 当社入社
 2016年6月 当社戦略推進本部副本部長
 2017年6月 当社取締役戦略推進本部副本部長
 沿線価値創造部長
 2018年6月 当社取締役戦略推進本部部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に交通および観光政策に携わり、豊富な業務経験と、会社経営全般および戦略推進業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注)同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8



てら だ ゆう い ち ろ う
寺田 雄一郎

(1962年7月28日生)

再任

所有する当社の株式の数

1,500株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年4月 当社入社
 2009年6月 当社鉄道事業本部 工務部長
 2014年6月 (株)京王設備サービス常務取締役
 2015年6月 (株)京王設備サービス代表取締役社長
 2017年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に鉄道部門、施設管理業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および鉄道事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注)同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9



やまぎし

山岸

まさや

真也

(1963年8月10日生)

再任

所有する当社の株式の数

2,400株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 2011年6月 (株)京王ストア常務取締役
- 2013年6月 (株)レストラン京王代表取締役社長
- 2016年6月 当社人事部長
- 2018年6月 当社取締役人事部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に人事業務、レジャー・サービス業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

9/9回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

10



つむら

都村

さとし

智史

(1964年6月15日生)

再任

所有する当社の株式の数

1,200株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2012年6月 当社総合企画本部 沿線価値創造部長
- 2015年6月 (株)リビタ代表取締役社長
- 2018年6月 当社取締役経営統括本部 グループ事業部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に戦略推進業務、不動産業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびグループ事業管理に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

9/9回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

11



た か は し
高橋 温

(1941年7月23日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1965年4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 入社
- 1991年6月 住友信託銀行(株)取締役
- 1993年6月 住友信託銀行(株)常務取締役
- 1997年6月 住友信託銀行(株)専務取締役
- 1998年3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長
- 2005年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長
- 2011年4月 住友信託銀行(株)相談役
- 2011年6月 (株)岩手銀行社外取締役 現在に至る
- 2011年6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2012年4月 三井住友信託銀行(株)相談役
- 2016年7月 三井住友信託銀行(株)特別顧問
- 2018年7月 三井住友信託銀行(株)名誉顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行(株)名誉顧問
(株)岩手銀行社外取締役

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は2011年3月まで住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者としていたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

候補者番号

12



ふるいち

古市

たけし

健

(1954年8月21日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年4月 日本生命保険(相)入社
- 2004年7月 日本生命保険(相)取締役
- 2007年1月 日本生命保険(相)取締役執行役員
- 2007年3月 日本生命保険(相)取締役常務執行役員
- 2009年3月 日本生命保険(相)取締役専務執行役員
- 2010年3月 日本生命保険(相)代表取締役専務執行役員
- 2012年3月 日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
- 2016年6月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役
現在に至る
- 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2016年7月 日本生命保険(相)代表取締役副会長 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者となりました。

取締役会への出席状況

11/11回

重要な兼職の状況

日本生命保険(相)代表取締役副会長
あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役

- (注) 1. 同氏は日本生命保険(相)の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

13



やまもと
まもる
山本 護

(1957年2月7日生)

再任

所有する当社の株式の数

12,100株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2005年6月 当社広報部長
2007年6月 ㈱京王百貨店取締役
2010年6月 当社取締役開発企画部長
2011年6月 当社取締役人事部長
2013年6月 当社常務取締役総合企画本部長
2015年6月 ㈱京王プラザホテル代表取締役副社長
2015年6月 当社取締役 現在に至る
2016年6月 ㈱京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

㈱京王プラザホテル代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に人事業務、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

14



こまだ
いちろう
駒田 一郎

(1956年12月3日生)

再任

所有する当社の株式の数

8,100株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2004年6月 京王観光㈱取締役
2005年4月 京王リテールサービス㈱常務取締役
2006年6月 京王リテールサービス㈱代表取締役社長
2008年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
2010年6月 当社取締役総合企画本部 グループ事業部長
2011年6月 当社取締役開発企画部長
2013年6月 当社常務取締役 開発事業部門分担
2015年6月 ㈱京王百貨店代表取締役副社長
2015年6月 当社取締役 現在に至る
2016年6月 ㈱京王百貨店代表取締役社長 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

㈱京王百貨店代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

15



まる やま

丸山

そう

庄

(1956年10月5日生)

再任

所有する当社の株式の数

11,500株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 2004年 6月 京王重機整備(株)常務取締役
 2006年 6月 京王建設(株)常務取締役
 2007年 6月 西東京バス(株)常務取締役
 2008年 6月 西東京バス(株)専務取締役
 2009年 6月 西東京バス(株)代表取締役社長
 2011年 6月 当社取締役
 2012年 6月 当社取締役総務法務部長
 2013年 6月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担
 2016年 6月 当社常務取締役経営統括本部長、総務法務部・広報部・人事部分担
 2017年 6月 当社常務取締役経営統括本部長
 2018年 6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る
 2018年 6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

京王電鉄バス(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営統括業務、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびバス事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

16



かわ せ

川瀬

あきのぶ

明伸

(1957年10月20日生)

再任

所有する当社の株式の数

4,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 2004年 6月 (株)京王アートマン 常務取締役
 2005年 6月 (株)京王アートマン 代表取締役社長
 2010年 6月 当社開発推進部長
 2011年 6月 (株)京王ストア 専務取締役
 2012年 6月 (株)京王ストア 代表取締役社長 現在に至る
 2012年 6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)京王ストア 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および開発事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

17



こし み ず

越水

再 任

よ う た ろ う

陽太郎

(1959年11月21日生)

所有する当社の株式の数

4,900株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年 4 月 当社入社
- 2005年 6 月 京王バス東(株)代表取締役専務
- 2009年 6 月 京王電鉄バス(株)取締役
- 2010年 6 月 京王電鉄バス(株)常務取締役
- 2011年 6 月 西東京バス(株)専務取締役
- 2012年 6 月 西東京バス(株)代表取締役社長
- 2016年 6 月 当社取締役経営統括本部 グループ事業部長
- 2018年 6 月 京王観光(株)代表取締役社長 現在に至る
- 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

京王観光(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、旅行業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

18



わ か ば や し

若林

新 任

か つ よ し

克昌

(1963年7月20日生)

所有する当社の株式の数

1,400株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4 月 当社入社
- 2011年 6 月 (株)京王プラザホテル営業戦略室長
- 2012年 6 月 (株)京王プラザホテル経営企画部長
- 2013年 6 月 (株)京王プラザホテル取締役
- 2017年 6 月 京王自動車(株)代表取締役社長 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

京王自動車(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にバス事業、ホテル業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および運輸業に関する資質と見識を有しております。今後、当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）について、独立性を有していると判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループの主要株主（注4）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注7）を受けている組織またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑩ 過去3年間ににおいて上記②から⑨に該当していた者
- ⑪ 上記①から⑩に該当する者が重要な地位（注8）にある場合、その者の配偶者または2親等以内の親族

- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
4. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
6. 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
7. 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
8. 重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）および部長職以上の上級管理職をいう。

以 上

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水野 諭は任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。



みずの
水野 諭

(1956年1月27日生)

再 任

所有する当社の株式の数

5,200株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社
2003年6月 京王電鉄バス(株)管理部長
2004年6月 (株)京王アカウンティング代表取締役社長
2005年6月 当社監査部長
2011年6月 当社常勤監査役 現在に至る

監査役候補者とした理由

同氏は、経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、グループ会社の社長および監査部長を歴任し、現在は常勤監査役を務めるなど豊富な経験と当社グループの事業に関する幅広い知識を有しております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていくことが期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査役会への出席状況

15/15回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件

2016年6月29日開催の当社第95期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「現行基本方針」といいます。）および同日開催の取締役会において決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）につきましては、本総会の終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、現行プラン導入以降の社会・経済情勢等も踏まえ、下記Ⅰ．記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社定款第17条に基づき、下記Ⅲ．に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）のとおり改めて決定いたしたく、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本基本方針の内容を決定するにあたり、現行基本方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

（ご参考） こちらは、当社が本基本方針に基づき導入する買収防衛策の概要をご理解いただくために参考資料として記載したものです。詳細につきましては22ページから37ページをご覧ください。

1. 当社の買収防衛策の導入への考え方

当社は、当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上していくためには、以下の事項を中長期的に確保していくことが極めて重要と考えております。

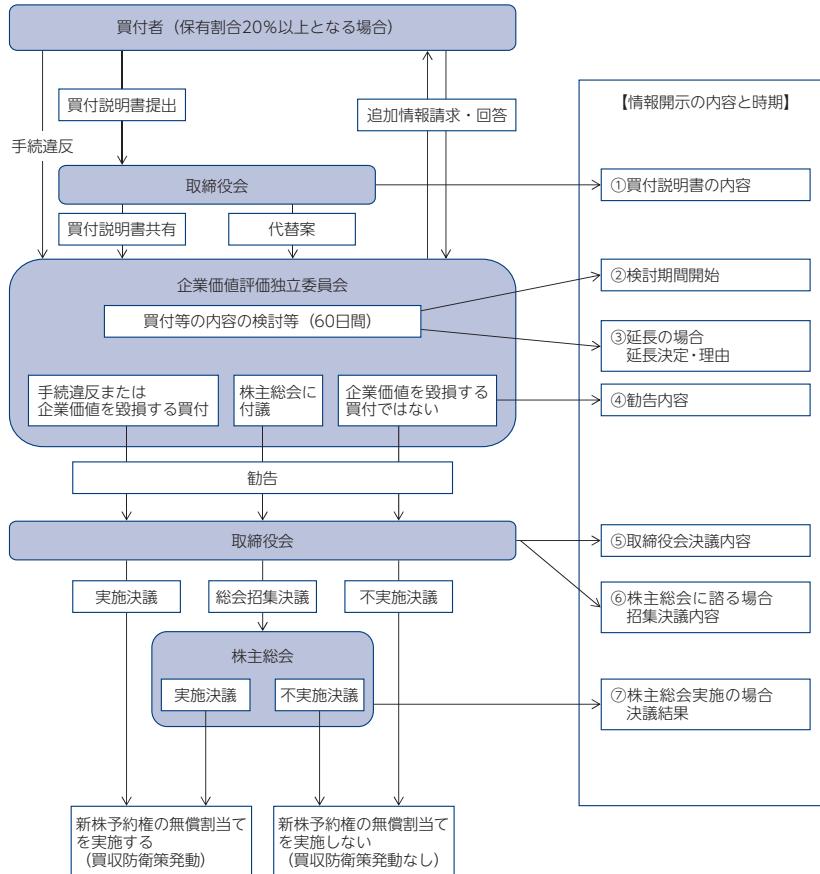
【当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上するために中長期的に確保していく事項】

「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」の確保を通じ、
「信頼のトップブランド」を確立すること

沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開し、各事業の有機的な
取組みにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うこと

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、当社株式に対する大量買付を一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そこで、当社は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組み（買収防衛策）が必要であると考えております。

2. 当社の買収防衛策の概要図（主要な手続きの流れ）



3. 当社の買収防衛策の特徴

当社が導入する買収防衛策は、以下に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

①「買収防衛策に関する指針」が定める三原則を充足しております。

経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

②株主意思を反映する仕組みを備えております。

株主総会の決議により決定され、有効期間を約3年間としております。有効期間内であっても当社の株主総会または取締役会の決議により廃止することができます。また、当社取締役の任期は1年であり、株主の皆様のご意向は、毎年取締役の選任を通じて反映することができます。なお、株主の皆様にご判断をいただくことが必要であると考えられる場合は、対抗措置の発動について株主総会にお諮りすることとしています。

③独立性の高い社外役員の判断を重視する仕組みとしています。

当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会が運営上の実質的な判断を行うこととしており、当社取締役会が恣意的な運用を行うことはできません。

また、企業価値評価独立委員会はその判断の概要について、株主の皆様へ情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように運営される仕組みが確保されています。

④大量買付者に対する対抗措置の発動には客観的要件を満たす必要があります。

予め定められた客観的な要件が満たされなければ、大量買付者に対する対抗措置は発動されません。

⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではありません。

当社が本基本方針に基づき導入する買収防衛策は、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させたとしても発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

以上

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべき可否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（本基本方針）)

1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記2. に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

2. 本プランの骨子

(1) 本プランの概要

当社は、下記(2)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(3)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等に関する情報提供および検討のための時間を確保します。また、下記(5)①の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項など下記(5)⑥に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てることができるものとします。なお、当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、下記(6)に定める企業価値評価独立委員会を設置します。

(2) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの決定に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会に提供します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限を定めて追加情報の提出を求めることができ、買付者等はこれに応じるものとします。

なお、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として60日間を超えないものとします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

(4) 企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

企業価値評価独立委員会は、上記(3)の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記(5)①または②に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができます。

(5) 本新株予約権の無償割当ての実施

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決定は、以下のとおり企業価値評価独立委員会の勧告を経て行うものとします。

① 企業価値評価独立委員会による実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、この場合でも、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

- ア. 買付者等が上記(3)に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他プランに定める手続を遵守しなかった場合
- イ. 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（ア）ないし（キ）のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合
 - (ア) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - a. 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - (イ) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等

- (ウ) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
- (エ) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
- (オ) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等
- (カ) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等
- (キ) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記ア．およびイ．のいずれにも該当しないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

② 企業価値評価独立委員会による不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記①のア．およびイ．のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①のア．またはイ．のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

③ 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記①および②による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関とし

での決議を速やかに行うものとします。

但し、企業価値評価独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

④ 株主総会決議後の当社取締役会の対応

企業価値評価独立委員会の勧告を受けて株主総会が招集され、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

⑤ 買付者等による買付等の実行禁止期間

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

⑥ 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

ア. 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式⁸（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

次の（ア）ないし（カ）に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

（ア）特定大量保有者⁹

（イ）（ア）の共同保有者¹⁰

（ウ）特定大量買付者¹¹

（エ）（ウ）の特別関係者

（オ）上記（ア）ないし（エ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者

（カ）上記（ア）ないし（オ）に該当する者の関連者¹²

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 本新株予約権の取得事由

（ア）当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでもすべての本新株予約権を無償で取得することができます。

（イ）当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行うことができ、以後も同様とします。

(ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

コ. その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(6) 企業価値評価独立委員会について

企業価値評価独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとします。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(7) 情報開示

ア. 本プランに定める手続の進捗状況等に関する事項

当社取締役会または企業価値評価独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、企業価値評価独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 買付者等が現れた事実

(イ) 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

(ウ) 本必要情報が提供された事実とその内容の概要

(エ) 検討期間が開始された事実

(オ) 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

(カ) 企業価値評価独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由および勧告の内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由および当該異なる勧告の内容の概要）

イ. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する事項

当社取締役会は、以下に記載する各事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(イ) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が付議される株主総会を招集する旨の決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(ウ) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する株主総会の決議が行われた場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(8) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(9) その他

上記(1)ないし(8)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランを決定する決議において定めるものとします。

3. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

IV. 株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

本基本方針の内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 株主および投資家の皆様への影響について

- (1) 本基本方針の決定・本プランの決定時に株主および投資家の皆様に与える影響

本基本方針の決定および本プランの決定時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。
- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランが決定され、本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様の中には、株価の変動により不測の損害を被る方が生じる可能性があります。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (1) 上記Ⅰ. の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上に資する取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記Ⅰ. の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み（本基本方針））について

① 本基本方針が上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記Ⅰ. の基本方針に沿うものです。

② 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記Ⅰ. の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

イ. 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記Ⅲ. 3. 「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って決定される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ. 2. (5)「本新株予約権の無償割当ての実施」および(6)「企業価値評価独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、Ⅲ. 2. (7)

「情報開示」に記載したとおり、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認可決され、本プランの決定が当社取締役会で決議された場合、企業価値評価独立委員会の委員には、当社社外取締役高橋 温氏、当社社外監査役北村敬子氏、金子正志氏および竹川浩史氏の4名がそれぞれ就任する予定です。その略歴については3. 「企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。なお、委員就任予定の4名はいずれも当社の独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記Ⅲ. 2. (5)①「企業価値評価独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (4)「企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (8)「本プランの廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○高橋 温（たかはしあつし）当社社外取締役

【略歴】

1941年生まれ

1965年4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 入社

1998年3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長

2005年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長

2011年4月 住友信託銀行(株)相談役

2011年6月 当社社外取締役 現在に至る

2011年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2012年4月 三井住友信託銀行(株)相談役

2016年7月 三井住友信託銀行(株)特別顧問

2018年7月 三井住友信託銀行(株)名誉顧問 現在に至る

*高橋 温氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○北村 敬子（きたむらけいこ）当社社外監査役

【略歴】

1945年生まれ

1974年4月 中央大学商学部助教授

1981年4月 中央大学商学部教授

1997年11月 中央大学商学部長

1999年7月 司法制度改革審議会委員

2001年7月 財団法人財務会計基準機構理事

2002年4月 法制審議会委員

2003年8月 東京地方裁判所委員会委員

2004年4月 中央大学副学長

2006年1月 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門委員

2006年11月 政府税制調査会委員

2007年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2011年6月 公益財団法人財務会計基準機構理事

2014年6月 当社社外監査役 現在に至る

2016年4月 中央大学名誉教授 現在に至る

*北村敬子氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○金子 正志（かねこまさし）当社社外監査役

【略歴】

1954年生まれ

1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 現在に至る

2006年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長

2008年4月 東京弁護士会副会長

2014年6月 当社社外監査役 現在に至る

2014年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※金子正志氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○竹川 浩史（たけかわひろし）当社社外監査役

【略歴】

1964年生まれ

1988年4月 (株)三菱銀行 [現(株)三菱UFJ銀行] 入社

2015年6月 (株)三菱東京UFJ銀行 [現(株)三菱UFJ銀行] 執行役員

2015年7月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員

2018年6月 当社社外監査役（常勤） 現在に至る

2018年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※竹川浩史氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび(株)三菱UFJ銀行の執行役員を退任しております。

また、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類を指すものとします。
9. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
11. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、全体としては緩やかな回復基調が継続いたしましたが、米中貿易摩擦の影響などにより、企業収益に減速感が広まり、先行き不透明な状況が見られました。

このような情勢のもとで、当社グループは、「京王グループ中期3カ年経営計画」の初年度として、戦略投資案件の収益化および事業の選択と集中など、“成長の実現”に向けた諸施策を推進してまいりました。その結果、営業収益は4,475億8百万円（前期比2.9%増）、営業利益は400億7千8百万円（前期比4.0%増）、経常利益は392億8千1百万円（前期比9.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、272億1千3百万円（前期比13.9%増）となりました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。





運輸業

営業収益	1,322億24百万円	(前期比 0.6%増)
営業利益	147億10百万円	(前期比 8.8%増)

鉄道事業では、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、事業主体である東京都とともに用地取得や駅舎デザインの検討など設計業務を引き続き進めたほか、高架橋の基礎杭工事などに着手しました。運行開始以来ご好評をいただいている座席指定列車「京王ライナー」については、高尾山の紅葉シーズンにイベント列車「Mt. TAKAO号」を運行したほか、2月のダイヤ改正により、朝間時間帯の都心方面への運行を開始するとともに、土休日の夕夜間時間帯の京王八王子・橋本方面への運行を拡大しました。ラグビーワールドカップ2019™および東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組みについては、会場の最寄り駅となる飛田給駅において、2番線でホームドアの使用を開始したほか、エレベーターの増設など駅舎のリニューアル工事を進めました。また、新線新宿駅および渋谷駅でホームドアを設置したほか、新宿駅においてエレベーターを増設し、安全性と利便性の向上をはかりました。自然災害への備えについては、高架橋柱や盛土などの鉄道施設の耐震補強工事や大雨・落雷対策工事を引き続き進めるとともに、大型台風通過後の運行再開時における線路や設備等の点検方法を見直しました。サービス向上策については、下北沢駅で、中央改札口を新設し、エスカレーターや旅客トイレなどのリニューアル工事を進めたほか、鉄道運行情報などのお客様へのご案内の強化を目的として、運賃表一体型デジタルサイネージなどの導入や対話型AIを搭載した窓口案内ロボットの試験導入を行いました。また、京王よみうりランド駅では、よみうりランドとのコラボレーション企画による駅装飾工事やコンコースなどのリニューアル工事を実施しました。環境への取組みについては、車両の消費電力削減効果に優れた新型VVVFインバータ制御装置の導入や、駅構内などの照明のLED化を引き続き進めました。

バス事業では、高速バスにおいて、訪日外国人旅行客の増加を受けて好調に推移している富士五湖線（新宿～富士五湖・富士山五合目）で運行回数を増やし、増収に努めたほか、羽田空港線（国分寺・府中～羽田空港）を西国分寺駅まで延伸し、利便性の向上をはかりました。このほか、新宿行き高速バスのトランクを活用した貨客混載による農産物の輸送の取組みについては、新たに伊那・飯田線（新宿～伊那・飯田）での輸送を開始しました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業において、雇用情勢の改善や沿線人口の増加などによる輸送人員の増加に加え、「京王ライナー」の座席指定料金収入が寄与したことなどにより1,322億2千4百万円（前期比0.6%増）、営業利益は147億1千万円（前期比8.8%増）となりました。



流通業

営業収益	1,664億23百万円	(前期比 2.6%増)
営業利益	51億38百万円	(前期比 24.9%増)

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、引き続き集客力強化と客層拡大を目的として、中地階の惣菜売場や1階化粧品売場の改装を進めました。

ストア業では、共働きや一人暮らしの方をメインターゲットとして「京王ストアエクスプレス」府中店をオープンいたしました。

ショッピングセンター事業では、「京王府中ショッピングセンター」において“利便性+トレンド感”をコンセプトとした改装を進め、「ぶらりと京王府中」としてリニューアルオープンいたしました。また、「フレンテ南大沢」では、5階の「東京ミートレア」について、小さなお子様連れのお客様にもご利用いただきやすいよう、キッズスペースを新設するなど改装し、「南大沢駅まえダイニング 東京ミートレア」としてリニューアルオープンいたしました。

このほか、「アートマンアートマン コスメ」仙川店をオープンし、「ベーカリー&カフェ ルパ」府中店を改装オープンいたしました。また、「京王パスポートカード」では、「京王パスポートVISAゴールドカード」を新たに発行し、サービスの拡充に努めました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業において訪日外国人旅行客の売上が好調に推移したほか、ストア業およびショッピングセンター事業において、前期に開業した店舗が通期稼働したことなどにより1,664億2千3百万円(前期比2.6%増)、営業利益は51億3千8百万円(前期比24.9%増)となりました。



不動産業

営業収益	500億 4百万円	(前期比 12.2%増)
営業利益	94億 33百万円	(前期比 0.1%減)

不動産賃貸業では、「京王笹塚ビル」をリノベーションし、「笹塚テラス」として住居や店舗区画の賃貸を開始するとともに、一部を中長期滞在者向けの宿泊施設「KARIO SASAZUKA TERRACE」として開業しました。また、新宿区西新宿の既存オフィスビルをリノベーションしたシェアオフィス「12 SHINJUKU」の賃貸を開始したほか、商業施設「仙川駅ビル」を改装し「フレンテ仙川」としてリニューアルオープンいたしました。

不動産販売業では、都心部で保有していた賃貸マンション「MODIER AKASAKA」および「広尾クアールト」をそれぞれ一棟販売しました。

このほか、都心部の100㎡を超えるマンション物件をリノベーションして分譲する事業「R100 TOKYO」の推進と賃貸資産の拡充を目的として、港区南麻布のハイグレードマンション「オパス有栖川テラス&レジデンス」の一部を取得しました。また、既存の建物をリノベーションし、宿泊者や地域の人々が交流できる場を備えたシェア型複合ホテルへと再生させる事業では、「RAKURO 京都」をオープンしたほか、「TSUGU 京都三条」が竣工し、開業に向けた準備を進めました。

不動産業全体の営業収益は、賃貸物件の増加やマンション販売の増加などにより500億4百万円（前期比12.2%増）、営業利益は不動産賃貸業において営業費用が増加したことなどにより94億3千3百万円（前期比0.1%減）となりました。



レジャー・サービス業

営業収益	804億77百万円	(前期比 3.3%増)
営業利益	69億83百万円	(前期比 3.1%減)

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、本館35階と36階を最上級客室フロア「プレミアグラン」として改装したほか、本館30階の客室を改装し、幅広いお客様にご利用いただけるようにバリアフリー設備を充実させた「ユニバーサルルーム」を増室しました。また、本館2階のスーパーブッフェ「グラスコート」をリニューアルオープンいたしました。「京王プレッソイン」については、五反田、池袋の2店において客室・共用部を全面リニューアルいたしました。さらに、宿泊特化型アップーミドルホテル「京王プレミアホテル 京都烏丸五条」を開業したほか、「京王プレミアホテル 札幌」が竣工し、開業に向けた準備を進めました。このほか、提携基本契約を締結している高山グリーンホテルの敷地において、客室を主体に宴会場を備えた新館の建設に着手しました。

広告代理業では、ラグビーワールドカップ2019™の年間プロモーションに関する企画・運営・広報業務を東京都から受注するなど、収益拡大に取り組みました。

このほか、テイクアウト専門台湾茶スタンド「happylemon」京王新宿店をオープンしたほか、武蔵野台駅改札前に地域の事業者と協業して、地元産農産物などを取扱う物販店と飲食店からなる複合店舗「武蔵野台商店」をオープンいたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業において新規店舗が寄与したほか、客室単価が向上したことなどにより804億7千7百万円（前期比3.3%増）、営業利益はホテル業で開業にともなう費用が増加したことなどにより69億8千3百万円（前期比3.1%減）となりました。



その他業

営業収益	651億91百万円	(前期比 0.9%増)
営業利益	52億47百万円	(前期比 3.0%減)

子育て支援事業では、東京都認証保育所「京王キッズプラッツ多摩川」、「京王キッズプラッツ永福町」および「京王キッズプラッツよみうりランド」を本年4月から認可保育所とし、事業基盤の強化をはかりました。また、企業主導型保育所「京王キッズプラッツ多摩センター」について、本年6月の開園に向けた準備を進めました。

ビル総合管理業では、東京臨海高速鉄道（りんかい線）において国際展示場駅など4駅で旅客案内業務を受託するなど、収益基盤の強化をはかりました。

このほか、テレワークを導入するなど働き方改革を推進している企業向けに職住近接を実現する場を提供するとともに、利用者の交流・協働・創業を促す場として多摩市にサテライトオフィス「KEIO BIZ PLAZA」を開業しました。

その他業全体の営業収益は、ビル総合管理業での受注増や、建築・土木業での完成工事高の増加などにより651億9千1百万円（前期比0.9%増）、営業利益は建築・土木業において粗利益が減少したことなどにより52億4千7百万円（前期比3.0%減）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループをとりまく事業環境においては、東京都の人口が2025年にピークを迎え、当社沿線の自治体の一部では2025年を待たずに人口減少に転じると予測されております。また、労働力不足の深刻化や最低賃金の引上げによる人件費の高騰が企業業績改善の動きに影響を及ぼしているほか、本年4月には改正労働基準法が施行されており、より一層の働き方改革が求められています。さらに、本年10月には消費税増税が予定されており、消費マインドの動向を注視する必要があります。

2021年度以降には、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業の完了や新宿再開発などへの大規模投資が予定されており、当社グループは2020年度までに事業の選択と集中をさらに進め、より強固な収益体質を実現する必要があります。また、A I ・ I o Tをはじめとする加速度的な技術革新により、運輸業においても自動運転やM a a S（モビリティ・アズ・ア・サービス）の進展による事業環境の変化が始まっております。さらに、E S G（環境・社会・ガバナンス）やS D G s（持続可能な開発目標）に取り組むことにより、企業価値を向上させることが求められております。

これらを踏まえ、当社グループでは、2015年度からの6年間で3年ずつに区切り、2020年度を目標年度としてあるべき姿を描いたうえで、前半3カ年において、“成長に向けた土台作り”を進めてまいりました。後半3カ年である2018年度から2020年度までの中期3カ年経営計画においては、戦略投資を推進し、成長分野における事業展開を加速させるほか、新たな分野での事業の収益化をはかるなど“成長の実現”に向けた収益力強化に取り組むとともにコスト削減を推進し、最終年度である2020年度に営業収益・営業利益を過去最高水準とし、営業利益率の向上を通じて、資産効率を高めてまいります。あわせて、ラグビーワールドカップ2019™および東京2020オリンピック・パラリンピックへの対応として、安全を確保し、安定した輸送を行うことで大会の成功を支援します。

(1) 鉄道事業の安全性・収益力の向上

鉄道事業では、安全に関する基本方針のもと、社会的使命である「輸送の安全」のための取組みを、引き続きハード・ソフトの両面から進めます。

<安全に関する基本方針>

- ・「安全」は最大の使命であり、最高のサービスである。
- ・全社員が一丸となり継続的改善に取り組み、安全最優先の鉄道を創る。

ハード面においては、道路と鉄道を立体交差化し、25か所の踏切を廃止する京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、引き続き事業主体である東京都とともに用地取得や高架橋の基礎杭工事などを進めます。また、ラグビーワールドカップ2019™および東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、会場の最寄り駅となる飛田給駅でホームドアの整備を進めるほか、踏切や車両において防犯強化のためのカメラの設置を推進するなど、各種施策を実施します。安全性向上策としては、大雨や雷害、地震などの自然災害への対策工事を継続して行うほか、駅ホームにおいて転落防止固定柵や車両との隙間を狭めるための転落防止ゴムの設置を進めます。

ソフト面においては、引き続き「安全に関する基本方針」の徹底をはかるとともに、「有責事故ゼロ 運転事故・輸送障害発生件数の前年比削減」を安全目標と定め、事故・トラブルの未然防止に努めます。また、ラグビーワールドカップ2019™および東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けたセキュリティ対策として、駅係員による巡回の強化や警察などと連携したサイバー攻撃対処訓練、テロ対策訓練を実施します。さらに、訪日外国人旅行者への対応として、スマートフォンなどの翻訳アプリを活用した駅係員による接客向上に取り組むほか、旅客案内板などに表示するご案内の多言語化を進めます。

収益力の向上については、今後も競争激化が予想される事業環境において、鉄道事業収入の確保に取り組むため、お客様の利便性向上に資するダイヤ改正や座席指定列車「京王ライナー」のさらなる運行拡大などの検討を進めます。また、「Mt.TAKAO号」などのイベント列車の運行やラグビーワールドカップ2019™の開催にあわせた施策を実施し、お客様の増加をはかります。さらに、デジタル広告の販売強化のため、列車内への液晶ディスプレイの設置を進めるほか、渋谷駅や調布駅においてデジタルサイネージを増設します。

(2) 沿線の活性化

沿線拠点の活性化に向けて、下北沢駅中央改札口に店舗スペースを整備するほか、駅東側高架下で商業施設の建設工事に着手します。また、「キラリナ京王吉祥寺」のリニューアル工事に取り組みます。さらに、住み替えによる街の世代循環・活性化をはかるため、当社沿線において駅徒歩圏内での住宅開発の検討を行います。このほか、当社グループの重要拠点である新宿地区について、引き続き再開発による価値向上を目指した検討を進めます。

子育て支援事業については、認証保育所から認可保育所への移行を推進するとともに、企業主導型保育所「京王キッズプラッツ多摩センター」を開園します。

(3) 事業の選択と集中

強固な収益体質の実現をはかるため、流通業において店舗の競争力強化につながる施策に取り組むほか、タクシー業において都区内および当社沿線に経営資源を集中させるなど、事業構造の改善を推進します。

(4) 成長に向けた取組み

「京王プラザホテル（新宿）」では、順次実施している客室改装を着実に進めるとともに、最上級客室フロア「プレミアグラン」の販売強化に取り組み、宿泊収入の最大化を目指します。宿泊特化型アップーミドルホテルについては、「京王プレミアホテル 京都烏丸五条」の認知度を向上させるほか、「京王プレミアホテル 札幌」を開業し、運営の早期安定化をはかります。また、高山グリーンホテルの敷地において、客室を主体に宴会場を備えた新館の建設を進めるとともに、資本提携に向けた取組みを進めるほか、シェア型複合ホテルについて、広島市および墨田区において新店の開業準備を進めます。さらに、都心部の100㎡を超えるマンション物件をリノベーションして分譲する事業「R100 TOKYO」では、富裕層マーケットでの認知度を向上させ、強固なブランドの確立に取り組みます。このほか、当社グループの事業基盤を強化するためのM&Aや業務提携を検討・推進するとともに、不動産業において新たな収益物件の取得を推進します。加えて、運輸業などにおけるMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）への対応など新たなモビリティサービスの検討を進めます。

(5) 着実な経営体制の整備

当社グループにおける課題を踏まえたうえで、ガバナンス体制を検討するとともに、近年重要性が高まるESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）に取り組みます。

働き方改革においては、業務の削減および自動化などを引き続き進め、効率性を高めます。また、2030年頃を見据えた長期的な戦略を検討するため、将来の人口減少やテクノロジーの活用などの課題に当社グループ全体で連携して取り組みます。

なお、当事業年度において、京王観光株式会社の一部支店の団体旅行業務で不正行為が行われていたことが判明いたしました。同社は本件発覚後、外部の弁護士を交えて事実関係の調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて全社員が一丸となって、再発防止に全力で取り組んでおります。当社は、当社グループにおいて、本件が発生したことを重く受け止め、コンプライアンス意識の徹底などグループ内部統制の強化に取り組んでまいります。

(6) 企業の社会的責任に対する取組み

当社グループでは、すべての事業において「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」に則った活動を積極的に推進しております。

環境面においては、各事業の特性に応じて、CO₂排出量削減など環境負荷低減策に取り組めます。鉄道車両の省エネルギー化では、消費電力削減効果に優れた新型VVVFインバータ制御装置の導入を引き続き進めます。また、若葉台車両基地に電車がブレーキをかけた際に発生する回生電力を車両基地設備用の電力として供給する補助電源装置を設置します。さらに、当社が保有するビルについても、空調機の更新や照明のLED化工事を進め、引き続き省エネルギー化に取り組めます。

社会的な側面においては、多世代が共に生き、交流する沿線づくりとして、子育て世代を対象とした事業や高齢者住宅事業などに取り組むほか、文化・教育・子育て支援イベントや沿線のスポーツ振興支援を継続的に実施します。また、多様な人材雇用や女性の活躍推進、ワークライフバランスの推進など、働きやすい職場作りにも取り組めます。

今後も株主の皆様をはじめとして、お客様、お取引先など、ステークホルダーの皆様と対話を重ね、これら社会的責任を果たす活動に継続して取り組み、沿線とともに成長し、地域社会への貢献に努力し続けます。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は551億4千6百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	府中駅改良工事 京王よみうりランド駅改良工事 車両制御装置更新 (京王線8000系20両、井の頭線1000系15両)
	バス事業	車両新造 (路線60両、高速6両、貸切11両)
流通業	ショッピングセンター事業	ぶらりと京王府中リニューアル工事
不動産業	不動産賃貸業	京王神田須田町ビルリノベーション工事 オパス有栖川テラス&レジデンス一部取得
	その他	RAKURO 京都リノベーション工事 TSUGU 京都三条リノベーション工事
レジャー・サービス業	ホテル業	京王プラザホテル (新宿) 客室改装工事 京王プレリアホテル 京都烏丸五条建設工事 京王プレリアホテル 札幌建設工事

- (注) 1. ぶらりと京王府中リニューアル工事は、前期の事業報告において京王府中ショッピングセンターリニューアル工事と表記していたものであります。
2. RAKURO 京都リノベーション工事は、前期の事業報告において京都・烏丸丸太町シェア型複合ホテルリノベーション工事と表記していたものであります。

(2) 継続中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	京王線 (笹塚駅～仙川駅間) 連続立体交差事業 下北沢駅改良工事
不動産業	その他	広島市シェア型複合ホテルリノベーション工事
レジャー・サービス業	ホテル業	高山グリーンホテル新館建設工事

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、当社グループ外から132億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて138億4百万円減少し、3,383億7千6百万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第95期 2015年度	第96期 2016年度	第97期 2017年度	第98期 (当期) 2018年度
営 業 収 益 (百万円)	416,254	418,996	434,697	447,508
経 常 利 益 (百万円)	35,066	35,285	35,728	39,281
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,468	21,168	23,897	27,213
1株当たり当期純利益 (円)	159.43	173.35	195.71	222.87
総 資 産 (百万円)	820,177	834,682	889,135	889,341
純 資 産 (百万円)	311,818	332,020	352,241	368,022

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第98期の期首から適用しており、第97期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2019年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) 京王百貨店	1,200百万円	100.0%	百貨店業
(株) 京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
(株) 京王プラザホテル	100百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス(株)	4,600百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記4社を含め47社、持分法適用会社は12社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業 バス事業	当社 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、 京王バス南(株)、京王バス小金井(株)) 西東京バス(株)
タクシー業	京王自動車グループ (京王自動車(株)、京王自動車城西(株)、京王自動車城南(株)、 京王自動車調布(株)、京王自動車多摩北(株)、京王自動車多摩南(株)、 京王自動車多摩西(株)、京王自動車バスサービス(株))
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

(注) 京王自動車京浜(株)は、2019年3月29日付で京王自動車(株)が保有する同社の全株式を譲渡したため、当社の連結の範囲から除外しております。

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ、京王重機整備(株)、新線新宿開発(同)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン、(株)京王プレミアホテル京都、(株)京王プレミアホテル札幌
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報システム業	(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシィステージ(株)
葬祭事業	京王フェアウェルサポート(株)

8. 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：732両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル(新宿)、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、トリエ京王調布
(株) 京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セリオ八王子店、 昭島モリタウン店、キラリナ京王吉祥寺店、トリエ京王調布店
(株) 京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都14店舗、神奈川県1店舗 キッチンコート：東京都11店舗、神奈川県1店舗 京王ストアエクスプレス：東京都5店舗、神奈川県1店舗 K-SHOP・他：東京都14店舗、神奈川県2店舗 A L O T：東京都32店舗、神奈川県2店舗
(株) 京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)) (京王バス東(株)) (京王バス中央(株)) (京王バス南(株)) (京王バス小金井(株))	【路線バス】 営業所：東京都10か所 車両数：728両 【高速バス】 営業所：東京都5か所 車両数：114両 【貸切バス】 営業所：東京都7か所 車両数：61両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
 2. 京王線の車両数には事業用車両4両を含みます。
 3. 京王電鉄バスグループ5社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況（2019年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運 輸 業	6,255名
流 通 業	1,849名
不 動 産 業	457名
レジャー・サービス業	2,255名
そ の 他 業	2,190名
全 社（共 通）	336名
合 計	13,342名

（注）従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	103,795百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,075百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,168百万円
太陽生命保険株式会社	10,670百万円
日本生命保険相互会社	8,940百万円

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,046,000株
2. 発行済株式の総数 128,550,830株 (自己株式6,447,914株を含む。)
3. 株主数 31,195名 (前期末比2,761名減)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,948	7.3
日本生命保険相互会社	6,141	5.0
太陽生命保険株式会社	5,862	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,367	4.4
三井住友信託銀行株式会社	3,648	3.0
第一生命保険株式会社	3,175	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,192	1.8
株式会社三菱UFJ銀行	2,117	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000	1.6
富国生命保険相互会社	1,918	1.6

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は自己株式を6,447千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
なが 永 田 ただし 正	代表取締役会長	—
こう 紅 村 やすし 康	代表取締役社長	—
なか 仲 岡 かず のり 紀	常務取締役 鉄道事業本部長、新宿再開発特命担当	—
い 伊 藤 しゅん 俊 し 司	常務取締役 経営統括本部長、財務・情報開示担当	—
やす 保 木 く に ひこ 仁彦	常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、 コンプライアンス担当	—
みなみ 南 よし 佳 たか 孝	常務取締役 開発事業本部長	—
なか 中 島 かず なり 成	取締役 開発事業本部 ホテル戦略部長	株式会社京王プレミアホテル京都 代表取締役社長
さくら 櫻 い 井 とし 俊 き 樹	取締役 戦略推進本部長	—
てら 寺 だ 田 ゆう 雄 いち 郎	取締役 鉄道事業本部副本部長	—
やま 山 ぎし 岸 まさ 眞 や 也	取締役 人事部長	—
つ 都 むら 村 さと 智 し 史	取締役 経営統括本部 グループ事業部長	—
たか 高 はし 橋 あつし 温	取締役	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 株式会社岩手銀行 社外取締役
ふる 古 いち 市 たけし 健	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役
やま 山 もと 本 まもる 護	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
こま 駒 だ 田 いち 郎	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
まる やま そう 丸 山 荘	取締役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
かわ せ あき のが 川 瀬 明 伸	取締役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
こし みず よう たろう 越 水 陽 太郎	取締役	京王観光株式会社 代表取締役社長
みず の さとし 水 野 諭	常勤監査役	—
たけ かわ ひろ し 竹 川 浩 史	常勤監査役	—
きた むら けい こ 北 村 敬 子	監査役	中央大学名誉教授 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役
かね こ まさ し 金 子 正 志	監査役	弁護士

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
保 木 久仁彦 南 住 孝	常務取締役	取締役	2018年6月28日
丸 山 荘	取締役	常務取締役	
山 岸 真也 都 村 智史	取締役	〔就任〕	
高 橋 泰三	〔退任〕	専務取締役	
川 杉 範秋	〔退任〕	取締役	
竹 川 浩史	常勤監査役	〔就任〕	
黒 岩 法夫	〔退任〕	常勤監査役	

2. 取締役高橋 温、古市 健は社外取締役であります。
3. 常勤監査役竹川浩史、監査役北村敬子、金子正志は社外監査役であります。
4. 常勤監査役水野 諭は、当社グループにおいて経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役竹川浩史は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役北村敬子は、会計学を専門とした大学教授としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、常勤監査役竹川浩史、監査役北村敬子、金子正志を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、監査役北村敬子、金子正志との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	20名	454百万円
監査役	5名	70百万円
合計	25名 (うち社外役員6名)	524百万円 (うち社外役員分62百万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名(社外監査役)を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役(7名)に対する使用人分給与として83百万円を支払っております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況(2019年3月31日現在)

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	—	—
古市 健	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
竹川 浩史	常勤監査役	—	—
北村 敬子	監査役	—	—
金子 正志	監査役	—	—

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況(2019年3月31日現在)

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
古市 健	取締役	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 社外取締役	当社の株主で当社と保険契約等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
竹川 浩史	常勤監査役	—	—
北村 敬子	監査役	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
		日野自動車株式会社 社外監査役	当社との間に特別の関係はありません。
金子 正志	監査役	—	—

(3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
高橋 温	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
古市 健	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
竹川 浩史	常勤監査役	就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会10回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
北村 敬子	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金子 正志	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	94百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

- (注) 1. (1) には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。
2. 当社監査役会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言提供業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である当社監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的を開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役等で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図ります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、当社取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的で開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的で開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

(7)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

当社において、取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

グループ各社においても同様の体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

また、取締役および使用人は、監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、当社監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

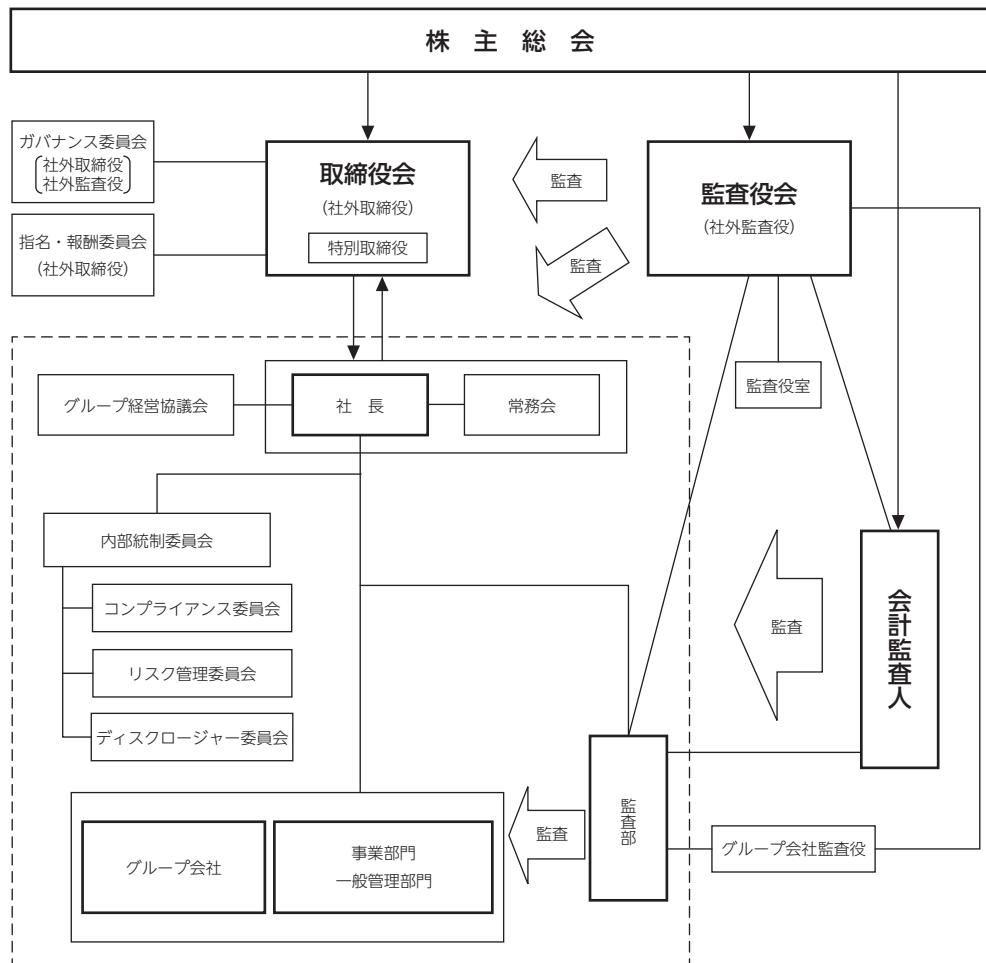
- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9)内部統制委員会

上記(1)から(8)の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制 (2019年3月31日現在)



<当期における運用状況の概要>

(1)コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上をはかるため、グループ各社の従業員に対する教育・啓発の取組みを継続しました。また、当社では、全従業員を対象としたコンプライアンス・アンケートを実施し、コンプライアンス意識の浸透度を確認するなど、課題の把握に努めました。

反社会的勢力に対する取組みでは、新規の取引先が反社会的勢力ではないことを確認するためのチェックルールについて、運用の徹底をはかりました。

内部通報制度については、研修や通報窓口連絡先の周知を行い、同制度の利用促進に努めたほか、内部通報で確認された事案のうち、他のグループ会社でも発生し得る事案について、その原因や発生防止策を共有するなど、グループ内での再発防止に努めました。

なお、京王観光株式会社の一部支店における団体旅行業務で発生した不正行為については、発覚後、同社において外部の弁護士を交えて事実関係の調査、原因の究明を行い、信頼回復に向けて全社員が一丸となって、再発防止に全力で取り組んでおります。

(2)リスクマネジメント

採用難および長時間労働等への対策として、働き方改革の取組みを進めたほか、基準外労働の上限時間の変更など、労働基準法改正への対応を進めました。

自然災害等対策では、大雨、強風、雷害、地震などへの備えに引き続き取り組むとともに、衛星データ通信設備を導入し、災害発生時における拠点間での連携体制を構築しました。また、感染症への対策についても取組みを進めました。

外部からの攻撃に対する取組みでは、鉄道事業部門において内閣府主催のサイバー攻撃対処訓練に参加したほか、警察等と連携してテロ対策訓練を実施しました。

鉄道の事故・インシデントへの対策では、さらなる安全性向上のため、新線新宿駅、渋谷駅および飛田給駅にホームドアを整備したほか、東府中駅に転落防止固定柵を設置しました。また、駅ホームと車両との隙間を狭めるための転落防止ゴムの設置を進めました。さらに、安全講習会の開催など、安全に関する啓発活動に取り組みました。

(3)財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

(4)内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。また、京王観光株式会社で発生した事案を踏まえ、当社の監査部門、グループ各社の監査役・内部監査部門等との連携を一層深め、引き続き監査業務の有効性を高めてまいります。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えまます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っておりますほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月29日開催の第95期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2016年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- ② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされていること
- ④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- ⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑥ 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	148,109	流動負債	212,780
現金及び預金	38,963	支払手形及び買掛金	19,058
受取手形及び売掛金	45,144	短期借入金	70,998
有価証券	19,200	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	12,977	未払法人税等	6,625
仕掛品	23,031	前受金	18,554
原材料及び貯蔵品	2,159	賞与引当金	2,907
その他	6,677	その他の引当金	1,739
貸倒引当金	△45	その他	72,895
固定資産	741,231	固定負債	308,538
有形固定資産	647,687	社債	120,000
建物及び構築物	342,882	長期借入金	127,377
機械装置及び運搬具	36,613	繰延税金負債	1,762
土地	228,209	退職給付に係る負債	21,266
建設仮勘定	28,413	その他	38,132
その他	11,568	負債合計	521,319
無形固定資産	14,049	(純資産の部)	
投資その他の資産	79,494	株主資本	355,994
投資有価証券	52,968	資本金	59,023
退職給付に係る資産	7,270	資本剰余金	42,011
繰延税金資産	12,412	利益剰余金	274,501
その他	6,980	自己株式	△19,542
貸倒引当金	△139	その他の包括利益累計額	11,723
資産合計	889,341	その他有価証券評価差額金	10,527
		為替換算調整勘定	8
		退職給付に係る調整累計額	1,186
		非支配株主持分	304
		純資産合計	368,022
		負債純資産合計	889,341

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		447,508
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	358,066	
販売費及び一般管理費	49,363	407,430
営業利益		40,078
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	1,204	
為替差益	831	
持分法による投資利益	22	
雑収入	903	3,125
営業外費用		
支払利息	3,431	
雑支出	491	3,922
経常利益		39,281
特別利益		
工事負担金等受入額	14,434	
固定資産売却益	3,554	
その他	241	18,230
特別損失		
固定資産圧縮損	14,382	
固定資産除却損	998	
その他	1,988	17,369
税金等調整前当期純利益		40,142
法人税、住民税及び事業税		12,341
法人税等調整額		570
当期純利益		27,230
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		27,213

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	59,023	42,010	253,392	△19,530	334,897
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,105		△6,105
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,213		27,213
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	21,108	△12	21,097
当 期 末 残 高	59,023	42,011	274,501	△19,542	355,994

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	15,152	8	1,895	17,056	288	352,241
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,105
親会社株主に帰属する 当期純利益						27,213
自己株式の取得						△12
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,625	0	△708	△5,333	16	△5,316
当 期 変 動 額 合 計	△4,625	0	△708	△5,333	16	15,780
当 期 末 残 高	10,527	8	1,186	11,723	304	368,022

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,703	流動負債	227,733
現金及び預金	24,244	短期借入金	149,253
未収運賃	7,290	1年内償還予定の社債	20,000
未収金	11,249	未払金	27,608
販売土地及び建物	1,355	未払費用	1,609
貯蔵品	1,073	未払消費税等	1,586
前払費用	423	未払法人税等	3,143
その他の流動資産	3,067	預り連絡運賃	1,712
固定資産	685,484	預り金	8,067
鉄道事業固定資産	296,431	前受運賃	4,182
付帯事業固定資産	267,660	前受金	9,523
各事業関連固定資産	3,667	前受収益	719
建設仮勘定	28,339	賞与引当金	247
投資その他の資産	89,385	資産除去債務	42
関係会社株式	28,497	その他の流動負債	38
その他の関係会社有価証券	6,491	固定負債	272,127
投資有価証券	45,409	社債	120,000
長期貸付金	27	長期借入金	121,625
長期前払費用	194	退職給付引当金	7,145
前払年金費用	3,791	債務保証損失引当金	560
繰延税金資産	2,314	資産除去債務	4,096
その他の投資等	2,770	その他の固定負債	18,700
貸倒引当金	△111	負債合計	499,861
資産合計	734,187	(純資産の部)	
		株主資本	224,290
		資本金	59,023
		資本剰余金	42,009
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	9,990
		利益剰余金	142,799
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	134,922
		固定資産圧縮積立金	4,956
		特別償却積立金	254
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	54,711
		自己株式	△19,542
		評価・換算差額等	10,035
		その他有価証券評価差額金	10,035
		純資産合計	234,326
		負債純資産合計	734,187

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄道事業		
営業収益	86,179	
営業費	74,554	
営業利益		11,624
付帯事業		
営業収益	42,622	
営業費	29,658	
営業利益		12,963
全事業営業利益		24,588
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,729	
為替差益	830	
雑収入	255	
営業外費用		5,815
支払利息	3,586	
雑支出	209	
経常利益		3,796
経常利益		26,606
特別利益		
工事負担金等受入額	14,085	
固定資産売却益	3,203	
その他	116	
特別損失		17,405
固定資産圧縮損	14,085	
固定資産除却損	1,303	
退店補償金	723	
減損損失	163	
固定資産売却損	13	
その他	630	
特別損失		16,918
税引前当期純利益		27,093
法人税、住民税及び事業税		6,410
法人税等調整額		1,001
当期純利益		19,681

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	
当期首残高	59,023	32,019	9,989	42,008	7,876	3,158	348	75,000	
当期変動額									
剰余金の配当									
固定資産圧縮積立金の積立						1,798			
特別償却積立金の取崩							△94		
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	1,798	△94	-	
当期末残高	59,023	32,019	9,990	42,009	7,876	4,956	254	75,000	

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	42,839	129,223	△19,530	210,725	14,494	225,220	
当期変動額							
剰余金の配当	△6,105	△6,105		△6,105		△6,105	
固定資産圧縮積立金の積立	△1,798	-		-		-	
特別償却積立金の取崩	94	-		-		-	
当期純利益	19,681	19,681		19,681		19,681	
自己株式の取得			△12	△12		△12	
自己株式の処分			0	1		1	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-	△4,458	△4,458	
当期変動額合計	11,871	13,576	△12	13,564	△4,458	9,105	
当期末残高	54,711	142,799	△19,542	224,290	10,035	234,326	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横澤 悟 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金井 睦 美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横澤 悟志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金井 睦美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、子会社である京王観光株式会社の一部支店の団体旅行業務で不正行為が行われていたことが判明いたしました。監査役会は当社グループのガバナンス体制強化に向け、今後も同社の再発防止に向けた取組みに加え、当社グループにおける取組みの実施状況について監視、検証してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 水野 諭 ㊟
常勤監査役(社外監査役) 竹川 浩史 ㊟
監査役(社外監査役) 北村 敬子 ㊟
監査役(社外監査役) 金子 正志 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号

交通

JR

「八王子」駅下車 北口から徒歩約3分

京王線

「京王八王子」駅下車 中央口から徒歩約6分



お願い

- 株主総会専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。
 - 株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
- 何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。